

「市制施行20周年記念事業」を募集します

御前崎市は令和6年4月に市制施行20周年を迎えます。そこで、各種団体や市民の皆さまが実施する事業で、「御前崎市制施行20周年記念」の冠称を使用して20周年を祝う事業を募集します。記念すべき年を市全体で盛り上げましょう。

対象事業

- ①法人、市民グループなどの団体、学生が実施し、次のいずれかに該当するもの
 - ア…過去を振り返り、地域に感謝する事業
 - イ…市制20周年を祝う事業
 - ウ…未来への飛躍がイメージできる事業
- ②令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業
- ③市民を参加対象とし、市内で開催する事業

応募方法 冠称の使用を開始する日の30日前までに申請書類を照会先に提出

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

冠称事業への支援

- ①市の広報媒体に開催日程や開催の様子などを掲載
- ②事業参加者へ配布できる20周年記念ノベルティを提供
- ③「御前崎市制施行20周年シンボルマーク」の使用



▲市ホームページ



▲シンボルマーク

照会 企画政策課 ☎0537-851161

軽自動車などの廃車や名義変更、住所変更の手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日時点で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。実際は所有していても、廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、いつまでも軽自動車税種別割が課税されてしまいます。次に該当する人は必ず手続きをしてください。

- ①現在、車を所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ②転入や転出をして車の住所変更をしていない人
- ③車を友人や知人に譲渡して名義変更をしていない人



車種別の問い合わせ先

区分	お問い合わせ先	必要な持ち物
原動機付自転車 (~125cc以下)	御前崎市役所 税務課 ☎0537-851114	●廃車…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類 ●名義変更… 【未廃車の場合】 ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、本人確認書類 【廃車済みの場合】 廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類 ●相続…本人確認書類
小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフトなど)		
ミニカー		
軽二輪車 ※ (126cc~250cc以下)	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2052	●静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所へお問い合わせください。
小型自動二輪 ※ (250ccを超えるもの)		
軽自動車 ※ (660cc以下の三・四輪車)	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 ☎050(3816)1777	●軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所へお問い合わせください。

※モータースなどが手続きを代行してくれる場合があります。

照会 税務課 ☎0537-851114